

高齢者医療制度に関する
Q&A
(平成21年4月分)

※今後、逐次、加除修正を行う予定

【資格・給付関係】

(問1) 弾性着衣の支給に関して、前回の購入後6ヶ月経過後において再度購入された場合は療養費として支給できるとされているが、6ヶ月経過に係る起算日はいつか。

(答)

当該弾性着衣を購入した日(領収書に記載された領収日)とする。

(問2) 一部負担金の割合に変更があった場合の被保険者証の回収等について、高齢者の医療に関する法律(施行令、施行規則含む)には具体的な規定がないが、何に基づいて回収等を行えばよいか。

(答)

お尋ねの場合は、高齢者医療確保法施行規則第17条第1項に基づき交付した被保険者証の記載内容に変更が生じたものと解されることから、同項に基づき変更後の被保険者証を被保険者に交付するとともに、被保険者に混乱等を生じさせないように、変更前の被保険者証は速やかに回収されたい。

(問3) 平成20年12月3日付け保高発第1203001号の通知において、特定疾病療養受療証の発効期日は、「新たに被保険者となった者については、当該被保険者となった日」とあるが、これは、広域外転入等で申請日より前に資格取得した場合においても、資格取得日となると考えて宜しいでしょうか。

(答)

お見込みのとおり。

(問4) 低所得者Iの基準について、年金収入が110万円(80万円控除で所得30万円)、不動産所得が-80万円の単身被保険者は低所得者Iとなるか。

(答)

お見込みのとおり。

お尋ねの場合は、所得税法第69条の損益通算の規定に基づき不動産所得の損失の金額を雑所得の金額から控除することとなることから、当該被保険者は高齢者医療確保法施行令第15条第1項第4号の各種所得がない者に該当する。

(問5) 区域内に居住し75歳となる住民基本台帳に記録されていない者について、「住所の認定は、住民基本台帳の記載のみによることなく、これらを基礎としつつ、現実住所の有無を判定しなければならない。」(国民健康保険質疑応答集)と国民健康保険に準じて、後期高齢者の被保険者としなければならないのか。

(答)

国民健康保険と同様に取り扱われたい。

なお、住基に係る届出をしていない者を確認した場合には、市町村の住基担当部局へ連絡するなど、区域内の市町村と連携を図り適切に対処されたい。

(問6) 高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)の「問12」において、「初回の限度額適用・標準負担額減額認定申請は必要であるが、定期更新時に所得情報等が把握できる場合は申請を省略しても差し支えない。」とあるが、広域連合で定めた有効期限を経過した場合であっても申請を省略し、減額認定証を交付することができるのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問7) 平成20年12月3日付保高発第1203001号通知において、長期入院該当の取り扱いについて、「長期該当者に係る限度額適用・標準負担額認定証が有効期限に達し、8月中に申請を行ったときは8月1日」を適用開始日とするとあるが、それまでの認定が長期に該当していない場合でも、同様の取扱いとしてよいか。

(答)

ご指摘の通知は、既に限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「認定証」という。)において長期該当とされている者が、7月末で認定証の有効期限が切れ8月中に認定証の再交付の申請を行った場合は、長期該当が継続されているものとして8月1日に遡って当該認定を適用する旨の取扱いを示したものであるが、お尋ねのようにこれまで長期非該当であった者が8月中に長期該当に該当する旨の申請を行った場合は、新たに長期該当を認定するものであることから、原則どおり翌月の初日からの適用となる。

なお、認定証において長期非該当とされている者について、広域連合が長期該当である旨を把握した場合には、職権により長期該当とした認定証を交付して差し支えない。

(問8) 高齢者医療制度に関するQ & A 追加Vの(問11)において、「入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を減額する際の長期該当に係る入院日数については、広域連合による低所得者Ⅱの限度額適用認定を受けた者である期間に係る入院日数が計算対象となる」とあったが、具体的にどのような取扱いとなるか。

(答)

当該認定証の発効期日欄に記載される日以降の入院日数を計算対象とする。

(問9) 一部負担金の減免徴収猶予に係る要件について、高確法第69条及び高確法施行規則第33条は被保険者やその被保険者が属する世帯の世帯主に係る特別の事情により、一部負担金の支払いが困難な場合としています。しかしその一方で、その具体的取扱いを示した平成20年3月24日付け厚生労働省保険局総務課長通知「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取り扱いについて」においては、一部負担金の減免等ができる場合は、被保険者の属する世帯の世帯主に係る特別の事情により一部負担金の支払いが困難な場合としています。

- ①一部負担金の減免等の認定は、世帯主に生じた特別の事情のみで判断するのでしょうか。それとも、被保険者に生じた特別の事情も要件に含まれるのでしょうか。
- ②一部負担金の減免等の認定可否または減額の程度を決めるにあたって、被保険者(申請者本人)及び世帯主以外の世帯構成員の収入状況も考慮するのでしょうか。

(答)

一部負担金の減免等については、高齢者医療確保法第69条第1項において、特別な事情がある被保険者であって一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し行うことができるとされているところであるが、当該特別な事情の有無の判断に当たっては、高齢者医療確保法施行規則第33条及びご指摘の通知において、家計が世帯単位で営まれている実態を踏まえ、原則として世帯の主たる生計維持者である世帯主に係る事由により判断することとしているところである。

しかしながら、世帯主でない被保険者又は世帯構成員に同様の事由が生じた場合であっても、当該事由により当該世帯の収入が著しく減少したこと等により世帯主の市町村民税が減税され、又は生活保護法上の要保護者となった場合等においては、高齢者医療確保法施行規則第33条の「これらに類する事由」により一時負担金を支払うことが困難であると認められる場合に該当するものとして、一部負担金の減免等を行って差し支えない。